

日本IT書紀

153 闘士

08 宣試篇
卷之二十一 寛國

佃 均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

第五百五十三

闘士

一

インテックのほかに、地域の計算センターとして設立され、「全国区」に成長した会社がもう一社ある。設立時の名称は「栃木県計算センター」、のちに「TKC」の名で知られる。

TKCの社名は、「栃木県」のT、「計算」のK、「センター」のCであるということになっているし、事実、ユーザーの多くがそのように略して呼んでいた。ところが同社によると、「もう一つの意味が隠されている」という。

この章ではその話を書く。

創業者の名「タケシ」である。

この創業者というのがすごい。戦時中は陸軍の上官と戦い、戦後には国を相手に戦った。情報サービス会社の創業者でこれほどの闘士は、後にも先にもいない。

創業は飯塚毅という公認会計士が一九四六年四月に開いた「飯塚毅計理士事務所」にさかのぼる。

いや、この表現は正確ではない。というのは、日本の公認会計士制度は一九四八年に「公認会計士法」が制定されるまで存在しなかった。四六年四月現在、飯塚毅は計理士の資格をもって事務所を開設した。

飯塚は一九一八年（大正七）、栃木県の鹿沼町（のち鹿沼市）の布団屋に生まれている。

「生家は杉の皮を屋根に葺いた三軒長屋で、四畳半、六畳の二間しかなかった」

と当人がのちに語っている。

少年期に二度の大怪我をした。

一度目は小学校に入学する直前、夜道を無灯火で走ってきた猛スピードの自転車にはね飛ばされ、それが原因で肋膜炎を患った。入院は半年に及んだという。これがために小学校の入学は普通より一年遅れた。

二度目は一九三六年三月、鹿沼農商学校を卒業する前夜、母親と連れ立って行った銭湯で熱湯を浴びた。全身に火傷を負ったが、息子の悲鳴を聞いて全裸のまま男湯に飛び込んだ母親の果敢な行動で一命を取りとめた。

——包帯をぐるぐる巻きにして、翌日の卒業式に卒業生総代として出席した。

というエピソードがある。

福島高等商業学校に無試験で進んだ。

同校は一九二二年（大正十一年）に全国で七番目の高等商業学校として、福島市に隣接した清水村（のち福島市に編入）に創設された。福島県は当時、全国有数の生糸産地であつて、福島市は商業が盛んな土地だつた。

東北地方唯一の高等商業学校とあつて、百四十人の定員に対して三倍以上の入学希望者が全国から殺到した。その難関を無試験で合格したのだから、よほどの秀才であつた。

このとき家から二十五円の送金があつた。それではやりくりがつかない。

そこで、かねて座禅会で知り合つた満願寺の大隅宗寅和尚に頼み込んで寄宿させてもらい、学校まで往復十余キロの道を徒歩で往復した。歩いている間に「論語」をすべて暗誦した、という。

満願寺は、現在の地番でいうと福島市黒岩字上ノ町四三に当たる。「黒岩虚空蔵」と呼ばれ、古くから虚空蔵信仰を集めていた。

江戸時代の福島藩主であつた上杉、堀田、板倉ら大名が寄進した美術品や工芸品を数多く残し、境内から溪谷の断崖や奇岩を望むことができる。阿武隈川である。

こう書くと、何やら豊田佐吉、野口英世といった明治、大正のころの立身出世譚を創作しているようだが、そのよくな状況は地方都市において、昭和に入つても変わらなかつた。

独り飯塚に限らず、貧家の苦学生はそのようにして大学を目指した。

東北帝国大学の文学部法科に入ったのは三九年の四月だつた。ここでも首席で入学したため、東京帝大法学部の末延三次教授が奨学金三十五円を出した。

飯塚を主人公に高杉良が著した経済小説『不撓不屈』では、「奇特な人がいたものだ。大金持ちの篤志家なのだろう」と記している。

末延三次は三菱蒸気船会社のちの日本郵船副支配人、明治生命取締役を歴任し、東京海上火災会長を務めた末延道成の子息である。

三次は父の遺産の内から百万円をもつて「末延財団」を創設し、その基金による利子のうち年五千円を学術研究費として帝国学士院に、残りの利子を有望な学者と貧困な学生に給費した。一九五三年から六〇年まで東京大学付属図書館館長を務めた。

飯塚は翌四〇年夏、フィリピンのマニラで開催された文部省主宰の日比学生会議に日本代表の三十人の一人として参加した。その帰路、台湾高雄港の税関で旅行カバンから『資本論』の原書が発見されて事件になつた。

台湾はこのとき日本領であつて、かつ『資本論』は発禁となつてゐた。団長の立教大学教授・松下正寿が中に入つ

てことなきを得た。

ともあれこの青年は世渡りが下手で、何ごとにも真正面からぶつかっていく。真正直であるがために、「事件」を引き起こすか巻き込まれてしまう癖があった。闘士としての素養は十分にあった。

四三年二月、長男・真玄が誕生した直後、宇都宮市に駐屯していた陸軍東部軍第十四師団第四十部隊に入隊した。帝大生なので本来であれば士官見習いとなるべきだったが、在学中の態度が反抗的と評価されたために二等兵として配属された。

戦前の日本陸軍は農村の疲弊を憂い青年将校たちが決起するなど純粋な面もあったが、日米開戦を境にその質は急速に悪化した。のち上等兵に昇格、さらに幹部候補生となつて東京・小平にあつた陸軍経理学校に入学した。

四四年、群馬県太田の航空教育隊、福島県郡山の航空教育隊を経て四五年六月、福岡の第十六方面軍司令部経理課に配属、さらに同年七月、熊本県金峰山第一線地下陣地現場長を命じられ、ここで島原湾の向こうに大きなきのこ雲が上がるのを目撃した。

長崎に原爆が投じられた瞬間であつた。

八月十五日、天皇の肉声による大詔渙発に伴つて陸軍予備役主計少尉に任じられ、九月十八日、故郷鹿沼に帰着し

た。戦時下の物資不足で綿や布が手に入らなかつたために実家は布団屋を事実上閉め、近くの農家から一反歩の土地を借りて農業で生計を立てていた。

ところが彼は「オレには農業は似合わない。別のことで身を立てるさ」と言つた。すでに経理や財務の相談役となることを決めていたからであろう。

四六年の二月に政府は金融緊急措置令を公布し、金融機関の預金を封鎖した。同時に公布した日本銀行券預入令とともに、三月二日までに新円に切り替えることで急激なインフレに対応しようとしたのである。

このとき、飯塚は地元のと建業者から相談を受けた。「五十万円の預金を凍結されない方法はないか」というのである。

飯塚は法令を精査し、「別段預金」が凍結の対象になつていないことを発見した。足利銀行に別段預金として預け、引き下ろすことに成功した。これが計理士事務所を開くきっかけとなつた。

事務所とはいへ、実家の布団屋の二階だつたし、契約は四七年になるまで一件もなかつた。

「最初の契約は岩村木工所という従業員二人の零細企業で、顧問料は月三千円だつた」という。

二

情報サービス産業とのかかわりでいうと、六〇年代の前半まで、飯塚はその外側にいる。

四九年四月にアメリカ公認会計士協会（AICPA）の行動基準書にあった「フィールド・オーディティング」を翻訳・翻案して「巡回監査報告書」を策定、会計士が公正潔白であるべき旨を文章化した。

五一年五月には鹿沼市公益委員会の委員長に選任され、五五年七月にアメリカン・プレジデント・ラインズ（APL）社の日本における税務顧問に就任した。

六〇年末時点で飯塚穀会計事務所の職員は鹿沼に三十三人、東京に六人の計三十九人、関与先は四百九十三社に達し、翌六一年七月には鹿沼市に鉄筋二階建ての事務所を、十月には東京都文京区後楽二丁目に飯塚ビルを竣工させている。

情報サービス産業とのかかわりは希薄だが、しかし栃木県計算センターの生い立ちを語るとき、国税庁と検察庁を相手に、国会まで巻き込んだ「飯塚事件」は避けて通れないであろう。

筆者としては、その経緯をどのように書き表すべきか少

しく悩んだ。結果、「産経新聞」に掲載された一九七〇年八月十九日と十一月十二日の記事を紹介することで、概要をとどめることにした。

以下、記事の全文。

七〇年八月十九日付 栃木版朝刊

飯塚事件四被告、無罪を主張

最終陳述で検察側に反論

鹿沼市西鹿沼町の飯塚会計事務所が、別段賞与を（隠れミノ）に脱税を指導していたとして国税庁関東信越国税局に摘発されたいわゆる「飯塚事件」で、法人税法違反（脱税）教唆と証拠隠滅罪に問われていた鹿沼市樺山町×××、〇〇〇〇被告（三八）ら四人の元飯塚会計事務所職員に対する第六十七回公判が、十八日午後、宇都宮地裁（須藤貢裁判長）で開かれ、四人の被告が最終陳述をして結審した。

四人の被告は最終陳述で「別段賞与を究明するのなら、なぜ、別段賞与として計上することを考え、それを指示命令した飯塚所長を追及しないのか。命令を忠実に実行したわれわれ兵隊だけが被告の身になったのは全く不公平だ」、「しかも、別段賞与が脱税指導の方法として指示、命令したものでないことは、飯塚所長が起訴されていないことから明白」、「検察側の調べは、接見禁止という嚴重な身柄

拘留のうえ連日連夜続けられた」「調べにあたっては、頭から犯人扱い。威圧やヒボウをほしいままにして証言をとった。犯人を作り上げてしまふ——というやり方だ」、「関連会社の人たちは、自分たちの責任を回避しようと、税務署や検察当局にわれわれに不利な供述をした。内容は事実と反する」——などいずれも検察側の主張に激しく反論して無実を主張。足かけ七年間、被告の立場におかれたウツブンを晴らすような内容だった。

(文中の住所、被告人名は筆者において伏せた)

七〇年十一月十二日付 全国版朝刊

飯塚会計事務所脱税事件に判決

元職員四人は無罪別口賞与指導の証拠ない

【宇都宮】栃木県鹿沼市西鹿沼の飯塚会計事務所(飯塚毅所長)が別口賞与を「隠れミノ」に加入法人に脱税を指導したとして国税庁関東信越国税局の摘発を受けたいわゆる「飯塚事件」で法人税法違反(脱税)と証拠隠滅罪に問われていた同会計事務所の元職員四人は十一日の宇都宮地裁の判決で全員無罪となった。求刑はいずれも懲役四月だった。起訴らしい七年ぶりの判決である。

(被告人住所、氏名略)

いずれも三十六―三十七事業年度に関与法人の法人税確

定申告にさいし、法人税をまぬがれるため架空の従業員別口賞与を計上するように関連会社を指導、四人で計八件、四百七十三万円を脱税させた。

その後、発覚をおそれ決算日前にさかのぼる日付けの臨時社員総会議事録や従業員別の別口賞与貸付承諾書などを偽造して脱税指導の事実を隠した——として宇都宮地検から起訴されていた。

須藤裁判長は判決の中で四人の罪状についてそれぞれ「別口賞与は仮装であり、これによって脱税をしたことは明白だが、被告人が之を教唆した事実は証明がないし、その証拠を隠滅する意図があったとは認められない」また「別口賞与が仮装であることの証拠は十分でなく、証拠隠滅罪も成立しない」と述べ、四人全員を証拠不十分で無罪にした。

この事件は三十八年二月、国税庁関東信越国税局が「飯塚会計事務所は利益のかんりの部分を還元、従業員別口賞与の名目で損金として計上、同時にそれと同額を従業員から借り入れた形にさせて税金がかからないようにする経理方法をとっている」と大規模な調査を開始した。三十九年三月、飯塚税理士を税理士法違反で、また〇〇被告ら四人の職員を飯塚税理士の共犯として宇都宮地検に告発した。

同地検では〇〇被告ら四人を逮捕、起訴したが、当初主

犯としていた飯塚税理士を逮捕せず、不起訴処分にした。飯塚税理士は「犯罪の証拠もない単なる予断によって一人の税理士のまっ殺をはかるもの」と正面からかみつぎ、衆議院大蔵委員会に救済を求めたため、三十九年三月から三ヶ月間、事件の背景や国税庁の調査方法をめぐって国会でも大きく取りあげられ、国税庁対飯塚事務所の一騎打ちと全国的に騒がれた。

七〇年十一月十二日付 全国版朝刊

【解説】三十八年二月、国税庁関東信越国税局は「飯塚会計事務所に関与する法人の相当数が、法人税の確定申告にさいして同会計事務所の指導で、利益の部分を還元、従業員別段賞与の名目で損金として計上、同時にこれと同額を従業員から借り入れた形にして税金がかからないようにする——という同一類型のきわめて異例の経理方法をとっている。しかし、この別段賞与は最初から支払う意思のないもので、飯塚事務所の行為は脱税指導だ」として同事務所や関与法人の大規模な調査を開始した。

これに対し飯塚税理士は「犯罪の証拠もなく、単なる予断によって一人の税理士のまっ殺をはかるもの。事件は背後に高級官僚の復しゅう心によるデッチ上げがある」と正面から対決した。国税庁は調査の結果、脱税指導の事実は

明らかだとして、三十九年三月、飯塚税理士を税理士法違反で、また〇〇被告ら四人の職員も共犯として宇都宮地検に告発した。

同地検は、飯塚税理士を同容疑で取り調べる一方、四人を逮捕したが、三十九年四月、主犯とされていた飯塚税理士が不起訴処分となり、〇〇被告ら四人だけが法人税法違反（脱税）教唆と証拠隠滅罪に罪状をきり換えられて起訴されるといふ、いわば「首なし事件」となった。

足かけ七年、約六十回に及ぶ公判には八十人の証人が出廷。〇〇被告らが関与法人に別段賞与として計上することを指導したのは、脱税のために利益操作をした架空のものだったのか、本当に支払うつもりだったのか——脱税指導の犯意があったのかどうかの一点を核心に争われた。

この事件について飯塚税理士は衆院大蔵委員会に救済を求めたため、三十九年三月から三ヶ月間、国税庁の調査方法や事件の背景をめぐって国会でも取りあげられ、全国的に税務関係者の関心を集めていた。

同じ紙面でありながら、「別段賞与」「別口賞与」の二通りの表記が使われている。飯塚側に立つと「別段賞与」、国税・検察側に立つと「別口賞与」となって、「段」と「口」の違いだけで税法上の解釈が大きくことなるらしい。

そのあたり筆者が分からないように、当時、この記事を書いた記者たちもよく分かっていなかった。

国会でこの問題を取り上げたのは社会党の衆院議員・平岡忠次郎、自民党衆院議員の渡辺美智雄、民社党党首・春日一幸、社会党参院議員・戸叶武、同衆院議員・戸叶里子などであり、ときの大蔵大臣は田中角栄、大蔵省直税部長は鳩山威一郎である。

うち渡辺美智雄は当選一回の新人議員だったが、栃木県西那須野町で事務所を開いている現職の税理士でもあった。このときの国会議事録を読むと、なるほど渡辺の舌鋒は鋭く国税庁——さらには国家権力——の傲慢ぶりを衝いている。

三

計算センターを設立したのは、「飯塚事件」のうち飯塚個人にかかわる司法調査が終結した三年後の一九六六年十月だった。資本金は百万円で、全国の公認会計士に電算処理サービスを提供するのが目的だった。

なにゆえに計算センターを作ったかを自ら語った講演録が残っている。七〇年十一月十一日、仙台市で開かれた東北税理士会主催のセミナーでの熱弁がそれである。

わたくしは昭和三十七年にニューヨークで開催された第八回世界会計士会議に参加してアメリカにおける会計人の危機的状况を目の当たりにして参りました。それは全米七千の銀行がコンピュータを駆使して会計業務に進出しているという現実です。わたくしは、やがて日本もアメリカのような状況になるに違いない、と考えました。

今後の会計事務所の進むべき道として、コンピュータ利用は絶対に避けて通れないと考えたからこそ、わたくしは昭和四十一年十月に株式会社栃木県計算センターを設立したんです。

そして昭和四十三年九月に計算センターを開設しましたが、第一号会員は渡辺美智雄先生です。渡辺先生には世にいう「飯塚事件」でも、ずいぶん助けていただきました。創業時はせいぜい栃木県下の会計事務所を相手にと考えていましたので、社名を栃木県計算センターとしたのですが、東京にもお客さんがだんだん増えてきた。そうなる栃木県計算センターの社名は馴染みませんから、飯塚毅のたけしをアルファベットに置き換えて「TKC II テイケイシイ」としたわけなんです。

しかし、計算センターは想像以上にお金がかかり、資金繰りがそりゃもう大変だったんです。それこそ最愛の女房

を質に入れなければならぬほど資金繰りで苦労しました。財産は売り払い、家も二番抵当、三番抵当にして、すんでのところで丸裸にされるどころでした。

強盗をやるわけにはいかないし、泥棒に入るわけにもいかなないので、運転資金をどう工面するかで家内とあれこれ話したものです。長男に大学院を中退させて、TKCの仕事を手伝わせるようにしたのも、そのためなんです。

しかし、わたくしの目は節穴ではなかった。

TKCシステムが整備、強化されるにつれて、TKCシステムを導入する会計事務所が増えてきたお陰で、前途に曙光が見えてきたではありませんか。

繰り返しますが、自利利他の精神こそがTKC創設の理念であります。コンピュータ時代に遅れを取ることは、職業会計人として自利利他の精神に反するんです。どうか、このことを肝に銘じていただきたい。ご静聴ありがとうございます。

講演は予定の一時間を十分ほどオーバーして終わった。演壇から降りた飯塚に、東北税理士会の女子事務員が鹿沼の事務所から電話が入っていることを耳打ちした。

それは宇都宮地裁で元職員四人の無罪判決が出たことを知らせる電話だった。

補 注

計理士 国内産業の発展や税法の複雑化とともに企業の会計や税務を専門に管理する人材が求められ、一九一四年(大正三)に初めて「会計士法案」が国会に提出されたが時期尚早として制定にいたらなかった。二一年初の会計士団体である社団法人・日本会計士界が発足し、政府が資格認定と制度化に向けて具体化策を講じたのは二七年のことだった。

戦後、財閥解体に伴う株式の放出で投資家層が大衆に拡大したことから、公正な株式取引市場の確立と並んで投資家保護を目的とする会計監査制度と会計の専門家を望む声が高まった。四八年(昭和二十三)大蔵省は計理士制度調査委員会を設け、米英の会計士制度に準じた公認会計士法案を作成、同年七月に公認会計士法が成立した。

銭湯 戦前の銭湯はいまのように湯を入浴に適した温度に調整せず、グラグラと沸かした熱湯の壺から浴槽に湯を流し込み、入浴客が冷水を注いで調整するケースが多かった。そもそもは江戸時代の銭湯がこんにちのように肩まで湯につかる形でなく、膝ほどまでの湯に入って蒸気で肌を蒸す方式だったことよって。蒸気が逃げないよう出入口を狭く低く設けたため、室内は薄暗く、湯船を間違えて火傷をする人がいないでもなかった。

末延道成 すえのぶ・みちなり／1855～1932。高知県に生まれ一八七九年東京帝国大学を出て三菱蒸気船会社に入った。日本郵船副支配人、支店長を経て明治火災の設立に参画し明治生命、東京海上火災の取締役を兼務した。また鉄道事業にも参加し

三菱財閥の元老格とされた。

松下正寿 まつした・まさとし／1929～1986。京都市に生まれ一九二二年立教大学を出てアメリカに留学、国際法と政治学を学んで二四年に帰国、立教大学教授となった。

大詔渙発 天皇が自ら詔勅を発すること。ここではいわゆる「終戦の詔勅」とそれに伴う軍人への告諭を指す。

渡辺美智雄 わたなべ・みちお／1923～1995。千葉県に生まれ一九四三年東京商科大学(現・一橋大学)専門部を繰上げ卒業となり学徒動員で陸軍に入った。敗戦後復員し連合国軍総司令部将兵を相手にした通訳で身を立て、読売新聞社で記者をしたのち西那須野町に計理士事務所を開いた。五五年栃木県議、六三年衆院議員となった。

春日一幸 かすが・いっこう／1910～1989。岐阜県の農家に生まれ通信講習所高等科を出て一九二九年に上京、のち名古屋中央電話局職員を経て、愛知県議を二期務めた。敗戦の直後に発足した日本社会党結党に参加し五二年の総選挙で当選、以後は右派社会党の論客として西尾末広に同心した。

戸叶 武 とかの・たけし／1903～1982。栃木県に生まれ朝日新聞社の記者を経て一九三〇年上海に渡って朝日系列の「大陸新報」で政治部長を務めた。第二次大戦後、参院議員となった。七一年栃木県知事選に立候補したが現職の横川信夫に破れた。

戸叶里子 とかの・さと／1908～1971。長野県に生まれ一九二九年同志社女子専門学校を出て河上末子(河上丈太郎の妻)が開いた勤労者のための英語塾で教師を務め、三〇年夫の戸叶武とともに上海に渡った。ここで「大陸新報」の新聞の記者となっ

た。敗戦の翌年の総選挙で衆院議員となり母子保護や売春防止法の成立に尽力した。

鳩山威一郎 はとやま・いichろう／1918～1993。鳩山一郎(一八八三～五九)の長男として東京に生まれ一九四一年東京帝国大学を出て大蔵省に入った。終戦時は海軍主計少佐だった。第二次大戦後大蔵省に復職し理財局、主計局の局長を歴任し七一年事務次官というエリートコースを歩んだ。七四年参院議員となった。

日本IT書紀 153 闘士

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会
<http://www.ossaj.org/>
info@ossaj.org

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。